

国からの交付金が毎年減らされて、 今後給与に影響がでてきます！ もっと多くの組合員を迎えて、 給与減額に立ち向かおう！

- ・基本給は国家公務員の給与法に準拠して平均0.17%引上
- ・勤勉手当は2016年度は0.1ヶ月プラスを実施
- ・2017年度以降、勤勉手当（ボーナス）の0.1か月引き上げを行わないかもしれないという提案をしました。国家公務員の給与法は2017年度以降も0.1か月の勤勉手当の引き上げを決定しています。国家公務員より低い給与である名大で準拠しないというのは、不当です！
- ・教授（教（一）5級）の扶養手当抑制は実施しない

2016年度の給与改正案について、1月18日と2月9日に説明会がありました。

名古屋大学では、就業規則を変更する場合には、労働者代表と組合に対して説明会が開催されます。

1. 2016年度分給与改正の提案

(1) 本給表

① 一般職本給表（一）

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、初任給を1,500円引上げ。

若年層についても同程度の改定。

その他の本給表は、それぞれ400円の引上げを基本に改定（平均改定率0.2%）

所要額：5,039万円（年間の増額）

【内訳】3,963万円（本給・時間外手当・地域手当）

（330万円（1月の増額））

1,076万円（期末・勤勉手当）

(2) 初任給調整手当

支給限度額を50,500円から50,600円に引き上げ

所要額：317千円（年間の増額）

(3) 期末・勤勉手当

勤勉手当の支給月数の0.1月分引上げについては見送り。

ただし、2016年度は、人事院勧告の勤勉手当0.1月分を引き上げ支給するとともに、2017年度以降については、人事・給与システム改革等がなされ、財政上支給可能な状況にある際には、当該年度の人事院勧告の内容も踏まえて対応する。

2017年度以降0.1月分の支給が可能かどうかは2月頃（年度末）に

検討する。

		6月期	12月期
2016年度	期末手当	1.225月（支給済み）	1.375月（支給済み）
	勤勉手当	0.80月（支給済み）	0.90月（現行0.80月）

所要額：16,574万円（年間の増額）

【実施時期等】

・月例給：本給表及び初任給調整手当は2016年4月1日に遡って実施。

・期末・勤勉手当：特例として、2018年12月1日に実施。

・非常勤職員は4月1日に遡っては実施しない。

2. 2017年度分給与改正の提案

(1) 扶養手当

・配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額。それにより生ずる原資を用いて子に係る手当額を引上げ（配偶者及び父母等：6,500円、子：10,000円）

・一般職（一）9・10級の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を支給しない。教育職（一）は6級に相当するが名大では「教授を特定職員としない」[団体交渉確認書(2006年3月17日)]ため該当者なし。

・一般職（一）8級相当の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を3,500円支給。ただし、給与法改正に準拠せず、教育職（一）適用者については、職種・職階を問わず、同様の取扱とする（教育職（一）5級の扶養手当の抑制の取扱は名大では行わない。）。

・配偶者に係る手当額の減額は、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から段階的に実施し、それにより生ずる原資の範囲内で子に係る手当額を引上げる。

【扶養手当額の見直しの段階的実施】

	一般職 (一)	現行	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～
配偶者	7級まで	13,000	10,000	6,500	6,500	6,500
	8級※	13,000	10,000	6,500	3,500	3,500
	9・10級	13,000	10,000	6,500	3,500	0
子		6,500	8,000	10,000	10,000	10,000
父母等	7級まで	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
	8級※	6,500	6,500	6,500	3,500	3,500
	9・10級	6,500	6,500	6,500	3,500	0
配偶者 がない 場合の 1人目	子	11,000	10,000*	(配偶者がある場合の子・父母等と 同様の手当額とする)		
	父	7級まで	11,000			
	母	8級※	11,000			
	等	9・10級	11,000			

＊ 2017 年度において、配偶者がなく、子と父母等の双方を扶養する場合には、子を 1 人目の扶養親族とする。

※ 医療職（一）8 級が相当。ただし、名大では医療職（一）8 級に該当者はいない。

所要額：-222 千円（年間の増額）

(2) 年俸制適用承継教員

- ・基本年俸は、改定しない
- ・業績給については、勤勉手当の支給月数を特例として0.1 月分引上げするのに合わせて、2017 年 7 月 1 日から 2018 年 6 月 30 日まで、特例として支給割合の引上げを行う。

所要額：1,359 万円（年間の増額）

(3) 非常勤職員

①一般職本給表に相当する契約職員・パート職員について（増減額）

契約職員日給(80 円)、パート職員の時給(10 円)を引き上げ。

ただし実施時期は 2017 年 4 月 1 日。

例：1 期目 1,030 円(10 円)

2 期目 1,070 円(10 円)

3 期目 1,110 円(10 円)

4 期目 1,150 円(10 円)

5 期目 1,220 円(10 円)

特に必要と認められたもの 1,310 円(10 円)

所要額：1,249 万円（年間の増額）

（補足）

各時給単価は下記の計算による、(本給月額 x1.15)x 1 2
／(52x38.75)

※ 1 0 円未満は 4 捨 5 入

◎法人化後の時給計算の元の一般職本給表（一）相当者の級と号級

1 期目 1 級 9 号級

2 期目 1 級 1 3 号級

3 期目 1 級 1 7 号級

4 期目 1 級 2 1 号級

5 期目 1 級 2 5 号級

・法人化前から働いている非常勤職員の一般職本給表（一）1 級 33 号給 190,200 円を入れて計算してみたら 1,300 円となる。

今回の提案されている、基準単価表の特に認められた

者は 1,310 円と大きく逆転することになります。

②医員及び医員（研修医）の基準単価表（増減額）

職員区分 単価

医員 時間給 1,565 円(10 円)

医員（研修医）日給 10,408 円（80 円）

③非常勤講師（客員のみ※）の基準単価表（増減額）

（改正表は省略）

所要額：3 万円（年間の増額）

※ 非常勤講師（大学）の基準単価表は大学の学外者時間給 6,000 円，附属学校教員時間給 3,000 円のままで改正はなし。

今回の改正分は、3 月分の給料で支払われます。

組合は以下の意見書を 2 月 15 日に提出しました。

引き続き、組合員の待遇改善にむけて、とりくんでいきます。

2017 年 2 月 15 日

名古屋大学総長 殿

名古屋大学職員組合中央執行委員長
中 嶋 哲 彦

「人事院勧告への対応について」への意見

日頃より職員の処遇改善にご尽力いただきありがとうございます。
 標題の件について、意見書を提出しますので、再検討願います。
 もともと、国家公務員より低い給与にも関わらず、準拠さえまならないようでは、人材の流出やモチベーションが下がるのは当然である。ある教員からは、私学から来たら年収が 200 万円近く減少し、さらに研究時間も減少したことや、大学から転職していく職員もいる。大学を運営していくために努力を重ねているのは、大学の執行部のみならず部局・研究室等で働く職員も同様である。
 ついては、最低でも、人事院勧告に準拠した改正となるよう再検討いただきたい。
 なお、改悪となる部分については、労働契約法上、認めることはできない。

- 1 期末・勤勉手当、本給の改正について
 勤勉手当の支給月数の 0.1 月分引上げについては、当然準拠すべきであると考え
 る。「財政上支給可能な状況にある際」は、勤勉手当にかかわらず、給与全体にも適
 用されかねない発想である。まずは、大学で働く職員の給与を最優先で確保すべき
 である。
 従って、2017 年度以降においては、6 月と 12 月に 0.05%ずつ引き上げを行うこと。
 また、非常勤職員においては、2016 年 4 月 1 日での本給の遡及適用をすべきであ
 る。労働条件提示を前提に遡及適用しないのは、非常勤職員の労働価値を認めない
 ことと考える。
 なお、給与等の改正の際、法人化後採用のパート職員と、法人化以前から採用さ
 れていたパート職員について、特に必要と認められた者についての時間単価につい
 ては、額に差異の無いようにすること。
- 2 扶養手当の見直しについて
 子に対する見直しについては認められるが、配偶者父母等に対する減額については、
 労働契約法上、減額する相当の理由がないため、現時点では認めることはできない。

以 上